

平成27年

福祉文教委員会

9月11日

豊明市議会

福祉文教委員会会議録

平成27年9月11日

午前10時00分 開会

午後1時58分 閉会

1. 出席委員

委員長	近藤善人	副委員長	近藤郁子
委員	郷右近修	委員	鵜飼貞雄
委員	蟹井智行	委員	宮本英彦
委員	山盛さちえ		
議長	月岡修一		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	石川晃二	議事課長	馬場秀樹
議事担当係長	前田泰之	庶務担当係長	水野美樹

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮正典	教育長	市野光信
健康福祉部長	原田一也	教育部長	加藤賢司
児童福祉課長	高木安司	指導保育士	村上祥子
保険医療課長	浅井俊一	健康推進課長	加藤育子
学校教育課長	堀井浩二	指導室長	下出修史
生涯学習課長	樋口進	児童福祉課長補佐	岡田恵子
児童福祉課長補佐	野田勇樹	保険医療課長補佐	青木由美枝
健康推進課長補佐	二宮眞由美	学校教育課長補佐	濱島英生
生涯学習課長補佐	塚本由佳		

5. 傍聴議員

清水義昭	富永秀一	後藤学	ふじえ 真理子
毛受明宏	近藤千鶴	早川直彦	杉浦光男
杉山金敏	三浦桂司	一色美智子	

6. 傍聴者

一般傍聴者 3名

午前10時開会

○福祉文教委員長（近藤善人議員） おはようございます。定刻に御参集いただきありがとうございます。

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

会議に先立ち、市長より御挨拶をお願いいたします。

○市長（小浮正典君） おはようございます。

本日の福祉文教委員会に付託されました案件、4議案でございます。慎重審査をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ありがとうございます。

続いて、議長が御出席でありますので、挨拶をお願いいたします。

○議長（月岡修一議員） 皆さん、おはようございます。

いずれも重要案件でありますので、慎重審議をお願いするとともに、質疑のほうは、わかりやすく答弁しやすい内容にまとめていただければと思います。また、当局の皆様も、簡潔に、明確に答弁いただきますようお願いを申し上げまして、御挨拶にかえさせていただきます。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長並びに本日の議事に直接関係のない職員は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 御異議なしと認めます。

市長並びに本日の議事に直接関係のない職員は退席願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、御承知おきください。

（関係職員以外退席をなす）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 本日の傍聴については申し合わせに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

初めに、議案第50号 豊明市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

高木児童福祉課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 豊明市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の制定について。

豊明市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例を別添のように定めるものとする。

この案を提出するのは、児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業のための条例を制定する必要があるからです。

それでは、内容について御説明申し上げます。

放課後健全育成事業につきましては、現在、要綱にて運営していますが、法の趣旨に照らし合わせ、市もより責任を認識し、事業を進めていくために条例化することにしました。

なお、現在使われております要綱は、条例化に伴い廃止します。

それでは、内容を説明しますので、1枚おめくりください。

第1条では、目的を定めており、放課後において継続的に保護者の保護を受けることのできない児童に適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図ることとしています。

第2条では、事業主体を定めています。

ページをおめくりください。

第5条では、対象児童について定めています。

第8条では、利用料の徴収について定めており、第2号では、利用する児童1人当たりにつきの月額を定めています。

さらにページをおめくりください。

第9条では、使用料の減免について定めており、第10条では、この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるとし、附則として、平成28年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 議会での質疑とちょっと重複するところがあるかもしれませんが、現在、児童クラブの登録児童が増加しているというふうに伺っております。これは、今までの無料化と何か関係とかあるか、お願いいたします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木福祉課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 平成24年度から有料化、年度の途中から有料化したわけなんですけど、当時は503名の登録者がいました。現在では、これは4月1日現在の数字なんですけど、596名の登録がございます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 増加ということで認識しております。また、このまま増加が続いた場合、児童クラブの運営としては成り立つんでしょうか、大丈夫なんですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木児童福祉課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 今年度も定員の枠を広げましたが、施設の規模からいって、これ以上の定員の増加は難しいと考えております。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 今のお話で、定員の増加は現在の施設の状況などから考えて難しいというお話でしたけれども、同時に、第5条の対象となる児童のところには、小学1年生から6年生までというふうに書かれております。

現在、一般質問のときなどでもお話があったんですけども、おおむね、サービスが必要となるであろう児童を年少者のほうから受け入れを進めていっているというお話でしたから、1年生から3年生が中心だと思いますが、これを6年生まで拡大していくということは条例化でもうたっているんですけど、これとのかかわり合いはどのようにお考えでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木児童福祉課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 今言われるとおり、6年生まで今回の条例化で進めたいと思っておるんですけど、やはり定員の枠もございますので、低学年から優先させておまして、今後、学校等も含めて定員の確保ができれば、6年生まで見ていきたいというふうに考えております。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 本会議質疑のときの回答で、この条例の減免措置の関係の中で生活保護と非課税世帯という回答があつて、この厳しい分をその旨が書いてあるんですけど、そこは間違いないのでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木児童福祉課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 生活保護と非課税世帯というのは間違いないんですけど、もう一つ、市長が認める場合がございますので、そういったケースも出てくるかと思いません。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 市長が認める場合というのは、どういうケースを想定されているのでしょうか、わかれば。これは市長でないとわからないことでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木児童福祉課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 私どもが考えていますケースとしましては、例えば、市民税ですので去年の所得等を勘案します。ですけど、急に失職されたとか、そうすると去年の数字が出てこないものですから、そういったお子さんについては、現状を把握しながら考えていきたいというふうに考えております。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 急に失職をした方とか、その人の状況によって、市長が適切に判断するという理解でよろしいでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木児童福祉課長。

○児童福祉課長（高木安司君） ケースに応じて考えていきたいと考えております。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 前回の要綱は、先ほど、この条例が認められたら廃止をするということですけど、第13条に、ただし書きで利用料の徴収というところに、4月及び5月云々かんぬんで、6月以降は所得割額が29万1,300円未満の児童は云々かんぬんと書いてあるんです

よね。今回は、先ほど言われた生活保護とか非課税、このことはどうしてここに、今回の条例の中には記入をされなかったんでしょうか。何か条例の中に記入したらまずいようなことでもあったんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木児童福祉課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 条例というのは基本的な、今回、皆様に御理解をいただかないかんの、利用料の3,000円という、市民の皆様をお願いするという大事なところで、そういった骨子を条例化で定めまして、中の内容につきましては、細かい内容につきましては規則等で定めていきますので、今、委員さんが言われることについては、規則のほうで明記していきたいと考えております。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 本会議質疑の中で、全体としては料金収入が上がるというか、対象が広がりますのでねということの中から、サービスの内容についての変更は考えたかという質問があったことに対して、7時までの営業時間というのを考えていきたいというふうな答弁があったと思いますが、条例の中で、第6条ですけれども、下校から午後6時までというふうに条例で時間を、今回、要綱から条例にされたことによって、この時間もここに明記されました。

そうすると、時間を変えたりとか、そういう、今までは運用の中でやれていったんですけども、こういうふうに条例化することによって、逆に動きにくくなるんじゃないかということも心配するんですけども、そういったことと、要綱から条例に変えられた重要な部分、必要だと思われたことについての説明をお願いいたします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木児童福祉課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 今、委員が言われるように、要綱から条例化するということは、当局としては動きにくいことにはなりますが、先ほど御説明しましたとおり、料金ですとか、預かる時間というのは非常に大事なことで、今後、議会を通じて、もし変更があればお願いしたいということになります。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 今回のこの条例の第2条の中に、育成事業全部または一部を委託することができるというふうに明記されました。この委託というのは、今回の補正予算の中にも若干、もう影響は出てきているわけですが、児童館は指定管理にしていく条例が可決されていて、児童クラブについては委託という、その扱いの違いについての説明をお願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木児童福祉課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 児童館につきましては、指定管理のほうを進めております。指定管理というのは、場所全体の管理をお願いするものであります。

児童クラブにつきましては、児童館でやっておるところもあるんですけど、学校で開催しておるところもあります。ですので、今後、教育委員会のほうがやっています子ども教室との絡みもごございますので、業務としては委託して動きやすくしておいて、やっていきたいと考えております。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 今、教育委員会の関係の話も出ましたが、放課後子ども教室とこの児童クラブとの関係も、この条例の中で、今までの運用と違いが出てくるような規定になっているのでしょうか、お願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木児童福祉課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 条例の中では、そういったことは出てきません。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 そうすると、放課後の子どもの居場所的な条例ではありますけれども、第4条で言っているように、放課後児童クラブの部分に限定した規定だと、そういうことの、今後の変更も含めて、そういうふうに理解していいですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木児童福祉課長。

○児童福祉課長（高木安司君） これはあくまでも児童クラブについての条例ですので、そういうことになってございます。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 今のというか、この児童クラブに今行っている子どもたちは、先ほどの生活保護、非課税という枠に当てはめた場合、おおよそ何人ぐらい生活保護の対象になるか、試算されていると思うんですけど、当然されていると思いますけど、教えていただきたいと思います。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木児童福祉課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 現在、この計算をしたときには635名の登録ということで、今とはちょっと数字が違うんですが、試算したときは、該当が581名というふうに考えております。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（581名って、そんなに対象になるのの声あり）

（済みません、間違えましたの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 申しわけないですね。24名です。25名です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） どちらでしょうか。

○児童福祉課長（高木安司君） 済みません。何回も済みません。54名です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 635から581を引いた54名がということですね。

それで、学校教育のほうでお伺いしたいんですけど、就学補助の援助を受けている人というのは、具体的に今何人おみえになるんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

堀井学校教育課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） 27年7月末現在で、小学校、中学校合わせて409名の方が準要保護になっております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 小学校、中学校合わせてですけど、小学校は何人かということはわかりませんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

堀井課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） 小学校が222名、中学校が187名です。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 小学生222名が就学援助を受けているという理解でよろしいでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

堀井課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） はい、そうです。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 この222名の小学生の子どもたちは、基本的には、いろんな経済的理由で非常に就学自体が厳しくって、それを市が援助しているという、そういう制度、仕組みだと思んですけど、基本的に、この子どもたちが授業後、児童クラブに移行する子どももおると思んですけど、その子どもたち、先ほどの222名は、児童クラブのほうに、授業が終わったら、そちらのほうへ動く子もおるわけですね。この子どもたちは、先ほどの児童クラブの支援、生活保護、非課税世帯に全員入るのでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

堀井課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） 222名の方が非課税世帯ということは、今のところはわかりません。非課税世帯じゃない方も、当然、準要保護の世帯でいらっしゃいます。

以上です。済みません。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 非課税世帯とは言っていないで、就学援助を受けているというのは、非課税世帯と準要保護者と、生活保護を受けている方と生活保護に準ずる程度に困窮している方ということで、2種類あるわけですね。この2種類が222名という意味ですね、お伺いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

堀井課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） こちらの222は準要保護でございます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 準要保護の方が222名ですね。

じゃ、この222名の中で、児童クラブのほうに行きたいと言った場合、この222名は、児童クラブのほうの非課税の対象になるんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。答弁できますか。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 今御質問の222名なんですが、私どもは児童クラブにどれぐらい来られておるかということがわかりませんので、その人たちが非課税になるかどうかということとはわかりません。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 特定の今、この子ということになると、なかなか回答が難しいかと思うんですけども、準要保護になる対象の基準と、それから、非課税という枠のとり方を比較したときに、準要保護になる可能性のある子たちは全員、非課税。だから、今回の無料の枠の中に入れるのか、それとも、非課税としたことによって準要保護の子が、今は無料ですから、料金を払わなくちゃいけないような状況になるケースがあるかどうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 非課税と準要保護は、お金の取り方が当然違いますので、非課税になれば控除等が出てきまして、個々によってケースが物すごい変わってきますので、準要保護のほうは、収入のほうが中心になってやっていますので、それはケース・バイ・ケースで検討しなければ、出るか出ないかというのは、この場では判断できません。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 原田部長。

○健康福祉部長（原田一也君） 準要保護というくくりというか、そういう方たちというのは、基本的に非課税の方が多いと。ただし、私も勉強不足のところがあって、全て非課税になるかなという感じでおったんですけど、きのう、教育委員会のほうに尋ねましたら、一部そうではない場合がありますと。

どういふ場合かといいますと、さっきも高木課長が言ったように、前年の収入があった

世帯、こういった世帯は、今年度、税金はかかるんですね。これ、課税世帯なんです。ですから、非課税ではない。ただ、今年度、急に一家の働き手が事故だとか、病気だとかでお亡くなりになったり、働けない状態になったときに収入が激減する。そういったケースに、準要保護の適用を受けているというようなケースがあります。

ですから、非課税という目で見たとときに、そういった方は非課税ではないということです。ですから、全て非課税の枠で、そういった方たちをフォローすることはできていないということでございます。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 ということは、小学校におるときは、準要保護を受けて減免措置を受けている子どもたちが、児童クラブへ行ったら、非課税にならない子どもたちがおるということですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） はい、そのとおりです。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 それって、そういう制度の仕組みというか、実際にその子どもたちから見れば、あるいはその親から見れば、小学校の授業中は減免措置を受けていて、隣の児童館に入ったらお金、3,000円下さいという、具体的にそういうことになるわけですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 今言われるのは就学援助ですので、準要保護については減免ではないので、減免を受けておったというのは、今、委員の言われるのは違うんですけど。

（言葉が。済みませんの声あり）

○児童福祉課長（高木安司君） うちのほうに来た場合、先ほど説明しましたとおり、準要という言葉は使っていないんですけど、先ほど私が説明したとおり、先ほど部長も説明しているんですけど、所得がなくなったりとか何かの場合については、市長が認めるケースで、こういう相談は今はないんですけど、あれば相談に乗っていきますので、私どもも。

今言われる、イコール払うか払わないかというのは、その人のまた家庭状況もありまして、準要保護といえども、資産等があったりとか、いろいろとあるものですから、そういったことは適宜、私どもは対応していきたいというふうに考えております。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 今回の答弁からいきますと、じゃ、準要保護の対象になる方というのは、家庭の状況、ケース・バイ・ケースによって対応することもあるし、しない場合もあるというふうに捉えてもいいでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） はい、そのとおりです。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

蟹井委員。

○蟹井智行委員 今のお話を聞いていると、急に準要保護の認定を受けた子、お父さんが病気になったり、仕事をやめなきゃいけないということで、前年度は収入があったんだけど、本年度は収入がなくなっちゃって準要保護を仕方なく受ける。でも、その子が児童クラブへ行くと、この利用料を払うことになる可能性があるというふうに聞きましたので、ぜひそういう、急に準要保護を受けて、家庭のお金が非常に貧しいというのか、お金がなくなった子については、ぜひこの利用料の減免を第9条の市長の必要と認めるときでしていただきたいと思うので、それでいいかどうかを市長に確認してきていただきたいと思うんです。

そこで、一遍休憩動議を出したいと思います。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 今、蟹井委員のほうから休憩動議が出ました。これに賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 賛成多数であります。

暫時休憩といたします。

午前10時25分休憩

午前10時38分再開

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

原田部長。

○健康福祉部長（原田一也君） ただいま市長と、蟹井委員の御質問の件につきまして、協議をしてまいりました。

それで、条例の9条については、これは減免ができる規定でございまして、細かなことは規則のほうで定めております。規則のほうで、1号として生活保護の世帯、2号として非課税の世帯、それで3号として、その他市長が特に減免することが必要と認める世帯ということで規定がございまして。

それで、今回の準要保護の世帯で課税の世帯というのは、先ほど申しましたように、急激に収入が激減した、そういったケースでございまして、この3号の中で、市長が減免が必要と認めるということで取り扱っていただきたいというような市長の考えでございまして。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 そうすると、(3)の中に今の準要保護対象児童というのは含まれてしまって、準要保護の基準に、準要保護を受けている子というのかな、そういう子というふうに、ここに、非課税世帯、全額の次に、そういった明確な表現を規則等で入れていただくということの約束にはなっていないということですか。市長がその都度決める枠の中に入ってしまったということですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

原田部長。

○健康福祉部長（原田一也君） 準要保護だけを捉まえてこの3号があるわけではなくて、ほかにもいろんなケースがあります。そういったような中で、特に減免、大きく収入が減ったということを鑑みて、この中で取り扱いをしたいというふうに考えております。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 済みません、ちょっと言っておる意味が理解ができないところが少しあるんです。

準要保護で大きく収入が減った世帯に限定するというで、準要保護の対象者を全員入れるということではないという意味ですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

原田部長。

○健康福祉部長（原田一也君） 準要保護の世帯の今ほとんどは、非課税の世帯だというふうに思っておりますので、それは非課税という枠の中で減免できます。

今申し上げておるのは、非課税の世帯ではない世帯の中に準要保護の世帯が何件かある

よという、こういったことについては、非課税の枠では救えませんので、3号の中で救っていくということでございます。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 3号の中で救う、結果としては救っていただけるということなので、少し安心はしたんですけども、こういうふうはどういう人が減免の対象になるんだよということをきちっと明記しておくということは、やはり対象になっておられる人に見れば、重要なことじゃないでしょうか。

市長が認めるというのは何でしょうかと聞きに行ったときに、初めて自分が対象だとわかるのではなくて、豊明市においてはそういう可能性があることが確認できたわけですし、そのことを最初から承知していたわけではなかったもので、ここで改めて要綱なり規則の中でうたうということは、私は、市民向けにというか、対象者の人にとっては非常にわかりやすく、それと、その他市長が別に認める世帯が重なることがあったとしても、それは、非常に上げることは、意味があるというふうに思いますけど、どうでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 今言われておるように、このケースはこのケースはと言っておりますと規則が、今は準要保護なんですけど、またほかのケースで市長がこれは認めないかなというケースが出た場合に、それを全部規則でうたってしまうと規則が物すごい見づらくなってしまったり、今、部長が答えたとおり、準要保護につきましては、うたわなくても市長がやるともう既に言っていますので、準要保護の世帯についてはそういったお知らせをしますし、この要綱というか、規則でやっていけるんじゃないかなと考えております。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 今、減免について結構大事な話のところだと思います。手元に資料がないということもありますので、規則の資料請求をしたいんですが、よろしいでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ただいま鵜飼委員より……。

資料をできますか。

（はい、できますの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） どれくらい、時間。

(15分いただけますかの声あり)

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 今、鵜飼委員より資料請求がありました。

資料を請求することに賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 賛成多数であります。では、資料をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

午前10時44分休憩

午前10時54分再開

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を始めます。

休憩中に当局より資料の提出がありましたので、事務局より配付させます。

配付、お願いします。

(事務局資料配付)

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 内容についての説明をお願いいたします。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） それでは、条例施行規則について御説明申し上げますが、条例化されたとともにこの規則はやることになっておりますので、あくまでも案ということで御了解願いたいと思います。

それで、今言われております関係につきましては、第11条、利用料の減免とございます。先ほどの条例9条の規定に基づき、次に掲げる額の利用料を減免することができるとなっております。生活保護世帯、全額、前年度分市民税非課税世帯、全額、3番にその他市長が特に減免することが必要と認める世帯、市長が別に定める額というふうな形で規則には書いてありますので、この3番を使って進めていきたいというふうに考えております。

説明を終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 質疑のある方は挙手願います。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 今回の就学援助の、準要保護の児童たちの場合は、この3の中で運用するということになると、市長が別に定める額ということになるので、その額についても、どのくらいになるのかというのは、明確にならないということになってしまいます。

今、この中で、何となく委員の中で話が出てきているのは、御理解いただいているように、準要保護世帯は漏れなく全額減免の対象にするのがふさわしいのではないかとこのよ

うな、そういう空気があったというふうに私は理解するんですけども、もしそうじゃない委員さんがおられましたら、また言ってください。というふうに私は理解しますが。

とすると、この3番に含めてしまうと、そこが担保されていないというふうに思われますので、2と3の間にやはり一文を入れていただきたいというふうに思いますが、それは可能でしょうか、お願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

原田部長。

○健康福祉部長（原田一也君） 3号では市長が定める額というふうになっておりますけれども、基本的には、全額免除なのか、半額免除なのかというような、そんなことになろうかと思っておりますけれども。そのあたりについては、今回のケース、この委員会で発議されたことをございますので、今すぐに。

まず、非課税の世帯が幾らの減免をするのかということについては、ちょっとお時間をいただきたいということと、この2号と3号の間に、準要保護の世帯ということで全額減免だということの1条を加えろというような話でございますけれども、準要保護の世帯というのは、先ほども私、何度も申しますように、ほとんどが非課税の世帯。ですので、自動的に、この2号によって、減免をされるということでございますけれども。

数件でありますし、この市長が認めた者の中に、例えばこれを広く周知するのではなくて、教育委員会と子どもがこういった準要保護で非課税の枠にひっかからない世帯について把握できた段階で、いや、児童クラブもこの紙を持っていけば、減免になりますよというような案内をすることで、補足できるのかなというふうに思っていますが。

そういった意味で、この条文に今の時点で、載せるということについては考えておりません。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

蟹井委員。

○蟹井智行委員 確約が欲しいと思っておりますので、準要保護で非課税の中に入らなかった子については、全額減免するという確約を市長にとってきていただきたいので、もう一度、休憩動議を出します。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 資料請求では。

（発言する者あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 動議が出ましたけれども、これに賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 賛成少数であります。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 蟹井委員のお考えにはかなり同調しているんですけど、その前に委員の中で、本当にそういうことでいいのかどうかだけちょっと委員間討議をして、やはり委員会の過半数でもって、今、蟹井委員が言われたように、3つ目のところに具体的にそれをきちっと上げるべきだという意見が固まっているかどうか一応確認をした上で、市長にもう一回交渉に行ってきたらというふうにしたほうがより確実かなと思いますので、ちょっとそのお時間をとっていただければと思います。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ただいま、山盛委員より委員間討議の申し出がありました。委員間討議に入ります。

論点をお願いします。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 今さら言うまでもないかと思いますが、生活困窮の子どもたちで就学援助を受けている対象児が児童クラブを利用した場合、有料になるケースが見受けられました。そういった子どもたちを確実に救うために規則の中にそれをうたうべきか、あるいは、うたわず市長に委ねるべきか、その点について議論したいと思います。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 今の論点に対して。

蟹井委員。

○蟹井智行委員 先ほどの当局の話では、急に準要保護になった家庭には、児童クラブの減免がありますよということを窓口でお話ししていただけたということでしたので、私はこのままでいいと思います。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 先ほどの話でいきますと、準要保護の方はほとんど非課税に入るけど、ほとんどがということ、あるいは数件は入らないということで、その数件は（3）のところで処理をしたいということですけど、たとえ数件であっても、それはその人が非課税枠に入らない、あるいは、この減免の対象に入らないという方がおるということがはっきりしているのであるから、やはりきちっと3番目にそのことを挿入して、それ以外の方で減免する必要云々かんぬんというのは、市長判断でこの文章でいけばいいと。

だから、やっぱり準要保護の世帯の方々は、この3番目に、たとえ数件であろうが、入れるべきだと私は思います。そのことが紙でお知らせしたりということではなくて、やは

りきちっと規則の中に挿入をしたほうがいいと、私はそういうふうに思います。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

近藤郁子委員。

○近藤郁子委員 準要保護の基準と、非課税の基準と、それと準要保護に認定するかどうかといったところの決め方というんですか、それもうまくリンクされていればいいですけども……。

例えば準要保護は、前年度の非課税は関係なしにもちろんするのに、今みたいな問題が上がりくるだろうというふうに思いますが、もしそれが解消された場合、例えば準要保護だと、何カ月か前のそういった収入で決められると先ほど伺ったんですけども、それが解消された場合はまたもとに戻す、それとも1年単位の決定になるのかどうか、そういったことも教えていただけると。

（委員間討議の声あり）

○近藤郁子委員 途中で質疑してもいいですよ。それも聞かせていただいた上で。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁できますでしょうか。

堀井教育課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） 年度単位でございますので、例えば今月に認定された方は、27年の3月に再度認定をし直します。ですから、ずーっと永久ということはないです。ただ、年度内はずーっとそのままです。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 私は先ほどから申し上げているように、やはりこれはきちっと明記したほうがいいというふうに思っています。

よその市町の条例の中にも、生活保護、非課税、それから準要保護の人たちも対象になると、減免の対象になるというふうにきちっと明記しているところもあるわけですから、それはやはり意味があって、他市町においても既にそういう規則なりをお持ちということは、この中に入れてしまうと、やはり個別に対応すると言われても、その対象に今なっている子しか非課税にならないわけで、今後、今の準要保護の対象になるかならないか、あるいは申請をしようかしよまいかというような人たちには、届かないということになるわけですよ。

だから、豊明市としては、こういう人まで減免するんですよということはやっぱり明確にしておいた上で、御本人がそれを受けるか受けないかは自由ですけども、窓口はきちっと開いておく。そのことは、まず、ルールをつくる時の原則ではないかと。たまたま

そのときにそういう対象になっているから連絡をして減免してあげるとするのは、それはやはり制度として不十分だろうというふうに私は思います。

それからもう一つ、激変ということだけじゃなくて、本来の就学援助の豊明市の規定が非常に厳しくて、他市町に比べると、です、ので、こういった問題もありますので、できるだけ門戸は開いておいて、たくさん困窮者の人たちを救うという姿勢をあらわしていただきたいというふうに思います。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 今回の委員間討議の趣旨に完全にはまるかはわからないんですが、認識を示す必要があると思うので、ちょっと発言させていただきます。

今の議論のテーマが、収入が少なくて生活が困窮されている方の負担をどういうふうにあるべきかというふうなことだと思えるのですけれども、その観点から低収入の方の減免の制度を、できるだけ明確にというふうなお話だと思います。

ただ、それであればあるほど、現行の仕組みというのが、非常にそういった方々の料金を無料にするというふうな部分で進んでいるなというふうに感じまして、そういう点からは、これまでのサービスを守り、もっと生かして進歩させていくという立場が大事なのではないかなというふうに考えていまして、こういった準要保護の対象、それから非課税や生活保護の対象だけにかかわらず、今の仕組みを守ることがむしろ重要じゃないかなというふうに私は思っています。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 委員間討議ということなので、それぞれの意見をただ述べ合って、それで終わりというのでは討議にならないので、今の郷右近さんの発言に対して、私も述べたいと思うんですけれども。

今おっしゃられたことは理解できますし、今の現行条例だと、対象者635人のうち100人が有料が、581人が有料になるという状況で、その裏返しとして、535人が無料だったのが54人しか無料にならないというふうに当局は踏んでいるわけです。これは本当に激変でありまして、対象者にしてみれば、ここ数年の間に無料が有料になり、有料が無料になり、さらにまた有料になると、大変短い期間でこういうふうに変動していきますので、その影響は、困窮者に限らず、相当あるだろうなというふうに思いますので。

本来であれば、学校の子どもの延長上という、放課後の子どもの居場所ということから見ると、できるだけ無料の人はふやしていただきたいという気持ちは私にもありますが、

時間を30分延長されたこととか、今後、対象者を拡大して、学校も含めていろんなところで放課後の子どもたちを受け入れようという、その御意思を感じておりますので、一定の所得の方たちに対する受益者負担を求めるということについては、そこまでは受け入れていこうというふうに私は考えています。

そういうような中から、とはいえども、給食代を無料にしてもらっている人たち、あるいは、本来はその対象になるべき人たちを、豊明市は就学援助の基準で生活保護の1.2倍ということできゅーっと縮めていて、他市町に比べて厳しいんですよ。

だから、その人たちだけを最低限拾うということも本当はよくなくて、もう少し幅を持って拾いたいところですけども、なかなかその基準を見つけるのは難しいので、まずもって、少なくとも準要保護の対象の人たちだけは確実に拾える制度にしておくということは、これはもう絶対譲れないなというふうに強く思っていますので、郷右近さんの考えも受け入れつつも、そんなような考えで私はいますので、いかがでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

近藤郁子委員。

○近藤郁子委員 こういった条例は、市民が直接、そういった方々が直接目にするということはなかなかなくて、こういうことが、減免がありますよということをアピールするとか、市民に伝えるのは、やっぱり窓口だとか、そういったことでしかないというふうに正直思っていて、今回、準要保護の方でもそういった制度がありますよということはどうやってわかっていただくかということは、ここに書いてあるような利用料の減免、生活保護の方もオーケーですよ、非課税世帯の方もオーケーですよというふうに書いてあるのを伝えるのは、やっぱり窓口だろうというふうに思うので、3点目にその他市長が特に減免することが必要と認める世帯というのは、どういう世帯、例えば、準要保護の方以外にももしかしたら出てくるかもしれない、どういう場合が出てくるかわからないんですけども、そういったことも全部含めていただくというようなことがあれば、例えば、児童クラブの申し込みをされる時なんかには市民が目にするのは、児童クラブに入りたいですよという段階で、申し込みをする段階でしかわからないことだというふうに思いますので、その段階で、例えば生活保護の家庭、非課税世帯の家庭というふうには、多分減免になりますよとお伝えをされると思うんですが、そのときに準要保護の方も入りますのでということ、これと、生活保護、非課税世帯と同じような扱いで御案内をいただくというようなことで、市民の目に触れることとか、申し込みの方が必ず皆さん、目を通すことができるのであれば、そこで対応していただくのも私は手じゃないかというふうには思いますけれども、いかがですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 確かに案内するときの中に書いておくということでもいいじゃないかという近藤さんの御意見だと思うんですけど、お考えだと思うんですけど、確かに、それは実際の運用する場合なりはそういうふうになるかと思えますけど、準要世帯がきちっとそういうように、先ほどの返事でいけば、考え方として対象にするということであるのなら、何もこの3番目に、それを拒否する理由がないんじゃないかと。

やっぱりそこは明確に記入をしておいて、それ以外にいろんなケースがあるから、それは一個一個書くことは当然できないけど、案内の中にはいろんなケースを書いておいても良かったほうが、それを読む市民の方はわかりやすいと思えますけど。

この規則の中にはやっぱりきちっと明確にしておいたほうが、私はわかりやすい。そのほうが、規則をきちっと読む方も中にはみえると思えますので、運用の中でチラシとかリーフレットの中で処理をすればいいんじゃないかということについては、いかがなものかというふうに私は思います。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 今、規則の第11条の話だと思うんですけども、今回、今論点になっているのが、準要保護の課税対象。そこは抜きにしまして、準要保護全てをここに明記するかどうかということだと思うんですけども。明記するしない、明記すれば、そんな簡単なことだしというふうに思うかもしれないんですけど。

僕の考えでいきますと、今回は今、準要保護の話が出ていますけれども、今後、先ほど近藤副委員長がおっしゃられたように、今後どんなケースが出てくるかもわからない。いろんなケースが出てくることも想定されるんですよ。その都度、ここに、じゃ、明記していくのか。

あとは、僕、今読んでいて思ったのが、第11条の3号のその他市長が特に減免することが必要と認める世帯、市長が別に定める額。逆にこれだけにとどめておいたほうが、今後の自由度というか、動きやすくなるのではないかなと、フレキシブルに当局の方も対応できるのではないかなというふうに、私はこの文章からは理解いたしました。

なので、今回、この準要保護の対象になる方への当局の対応といたしまして、そういったちゃんとした周知、徹底していただければ、私はそれで済む話じゃないかなというふうに思います。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 実際、やっていただくのはそのように、宮本委員が言われたとおりですけれども、職員はかわりますし、長い時間をかけてこの制度は生かされていくわけです。

から、やはり職員が根拠とするものは、きちっと書いておかないとだめなんですよ。

市長が認める者、それから、額についても市長が認める。その中に何があるのかというのは、書いてあれば絶対間違えない、絶対それは変わらない。少なくともこの部分については絶対に確保しているんですよと、減免の対象にされるんですよということは、最低限、書いておかないと。

プラス、何を想定されたのかをお聞かせいただければいいんですけど、当局側もいろいろあると言われましたが、そんなにいろいろあるんだったら、こんなに非課税で切っちゃだめですよ。いろんなケースが考えられて、たくさん減免してあげなくちゃいけないようなケースが想定されるなら、そもそももっと対象者を広げておけば、個々の対応に振り回されるって変ですけど、判断しなくても含まれていくので、そういうふうになっちゃいますよ、私の中では。

なので、今申し上げたとおり、職員が手紙を出すにしても、本人に周知をするにしても、やはり根拠としてきちっと明記してある。こう書いてあるから、あなたは対象なんですよというふうにお手紙が出せる。それは、この第3項の中に含まれているのでは私は弱いと思うし、特に、定める額についても今明確にはなっておりませんので、またそれは入れていただきたい。それが貧困者を守ることに必ずつながるというふうに思いますので、ここは私は譲りたくないなと思います。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 議長。

○議長（月岡修一議員） いろいろ今お話を聞きまして……。

（委員外の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 今、議長より発言の希望がありました。

聞くことに賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 賛成多数であります。

じゃ、議長、お願いします。

○議長（月岡修一議員） この条例施行規則案を今見させていただいておりますが、条例がよりわかりやすく、今、13条まで明記されているわけですけども、この11条の1番、（1）、（2）は、多分、誰が見てもよく理解できるかなと思うんですけどね。その他市長が特に減免することが必要と認める世帯とか、市長が別に定める額という、これはよくわかる人もみえればわからないという、そういう両論に今なっているわけですけど。

僕は長い年月の中で、小浮市長のように常識があって、本当にそういう市長だけじゃないんですよ、世の中を見ると。やっぱり、過去にはいろんな市長さんがみえますので、そ

の市長の判断で判断基準が変わる場合も、もしかしたら起こり得る可能性もあるじゃないですか。そこに市長がということで、市長がどの部分を判断する、どの範囲を判断するというのを全くなしにして、例えば市長に判断を委ねてしまう。市長が万が一、その変わった人にかわった場合に、俺はこんなのは認めないよということになる可能性もあるのかなど。

ですから、今問題になっているどの部分を限定して、わかりやすくここに入れて、準要保護世帯の中で、例えば所得税が発生した場合の判断基準は市長がやるとか明確にして市長に判断を委ねるとしておかないと、その内容が全く市長の判断で全てが決まってくるというのは、ある意味では、小浮さんのような人が全国的に市長でいてくれればいいんですけど、万が一、不測の事態になった場合には、大きな問題になる可能性もあるんじゃないかなど、参考意見ですけど、考えております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 意見も出尽くしたようなので、委員間討議を終結してよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で質疑を終結し……。

（質疑の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） まだ質疑だった。質疑を再開します。

質疑のある方。

宮本委員。

○宮本英彦委員 先ほどの回答の中で、3号のところでは処理をするという、あるいは、パンフレットとか、リーフレットとか、いろんなケースでということでありましたけど、逆に当局にお聞きしたいんですけど、先ほどからずっと当局さんのほうも認めるという、市長のほうもそういう方針だということであるなら、どうしてそのことを（3）に挿入することが難しいのか。

要するに、挿入することになぜこだわるのか。そういうことであれば、3に明確にすればいいと思うんですけど、そのことを拒否されるというか、運用で処理したいという理由はどこにあるんですか。何でここに書くのを嫌がられるんですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 嫌がっておるわけではなくて、3番で運用できるというふうに私どもは考えておりますので、これでいかせていただきたいというふうに考えております。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

蟹井委員。

○蟹井智行委員 さっきの私の休憩動議が否決されましたので、もう一度休憩動議を出して、このところの市長の確約をとってきていただきたいと思います。

準要保護家庭で非課税世帯からはみ出る子については、家庭については、全額免除するという小浮市長の確約をお願いします。

（発言する者あり）

（書き入れてくれるかどうかの確認の声あり）

○蟹井智行委員 いや、市長の考えを聞いてきてください。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ただいま蟹井委員のほうから休憩動議が出ましたけれども、この動議に賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

（また否決されちゃったの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 私は、休憩の動議じゃなくて、仮に市長に聞かれるということであるのなら、3番目を、準要世帯のこの世帯を入れることについて市長がどう考えられるのか。市長がかわったときに、そういうことが市長によって3番目の処理をされると、そういう可能性があるという。要するに、「いや、今回は、私はこれはもうだめです。いや、私はもっと違うのを入れましょうと。」そういうことになってはいけませんので、これは先ほど、議長さんも言われたと思う。

ですから、そういうことを含めて、3番目に入れることについての市長の考えを聞くということであるなら、私は賛成です。3番目に入れることについてね。

（3番目に入れるというのは、追加するという意味ねの声あり）

○宮本英彦委員 追加をするという意味ね、項目を。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 今の宮本委員がおっしゃった内容、それでここまで来ましたので、市長の出席要求をしちゃおうかなと思いますが、いかがでしょうか。

（発言する者あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 蟹井委員の動議についてお伺いいたします。

（発言する者あり）

（市長の出席要求を聞いての声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 鵜飼委員から市長の出席要求が出ました。

このことについて賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 可否同数。

可否同数の場合は委員長裁決ということで、私は市長に来ていただくというふうに賛成いたします。

（休憩をとりますかの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） では、ここで10分間休憩といたします。

午前11時26分休憩

午前11時36分再開

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を始めます。

市長が御出席ですので、質疑を始めます。

質疑のある方は挙手願います。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 今まで委員会の中で、規則の中に入っています減免対象者、生活保護と非課税世帯、それから3つ目の特にその他と市長が認める場合、その額も市長が考えるということになっているんですが、その第3項の中で、就学援助の子どもたち、児童を入れるんだと、入っているんだという説明があったんですけども、委員会の中では、少なくともその人たちは減免の対象にしてほしいという、その気持ちは全員同じでありまして、それを第3項の中に入っているということに理解するか、それとも、具体的にその部分をきちっと明記するかということで、今、委員間の討議をしていたところなんですけれども。

私としましては、やっぱり職員がそのように手紙を出すにしても、本人通知をするにしても、窓口対応をするにしても、その根拠が、就学援助の人が対象なんだということが書いてない限り、やはり職員によって、その時々によって、対応が変わらないとも限らないということをお大変心配しておりますので、こういったルール、規定ということから考えたときに、市長がその人たちを対象にすると決めたのであれば、文章に明文化しておくということは、法律を勉強されている市長なので当然のことだと思いますけど、なぜそれをで

きないのか、あるいはして下さると言うならいいんですが、その辺についての説明なり答弁をいただきたいんですが。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） 放課後児童クラブの性格からいって、就学援助の準要保護の世帯がこの市長が別に定める額、その他市長が特に減免することが必要と認める世帯に当てはまることは、当然の流れだと思います。

そういったことで、明確にしたほうがいいという考えも十分理解できますので、（１）、（２）、（３）となっていますけれども、就学援助の準要保護の対象の皆さんもこれに当てはまると、この11条の対象になるということは明記していきたいと思います。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 それは、今、１、生活保護、２、非課税、３ということで書いていただいて、その他、４で市長が特に減免を必要と、そういうようなつくりになるという理解でいいですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） この11条のつくりからすると、山盛委員のおっしゃるとおりになるかと思えます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 もう一つ確認ですが、生活保護と非課税については全額減免というふうにしっかりうたってありますが、３から飛び出してくださいということで、その額についても全額という御意思という理解でいいですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） そういうことになるかと思えます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 議案第50号の豊明市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の制定について、反対の立場で討論をさせていただきます。

4月から新しい制度が始まって、学童の保育というのが市町村が行う地域子ども・子育て支援事業として位置づけられまして、国の予算が前年度に比べると191億円ふえているといったようなこともあります。国の狙いとしては、あくまでもこれまで行われてきた放課後子ども教室と児童クラブというのを一体的に行って、安価なサービスに置きかえていくということなわけですから、これをまず許すわけにはいかないという立場とともに、こういった自治体でも健全育成事業についてのこの条例化が求められておりますけど、今までの国の基準などを見ても、1人当たりの面積が狭過ぎるだとか、こういった問題もありますし、こういった条例の制定というものが、今後、国の狙いである安価なサービスに置きかえるというものを進めていくおそれがあるのではないかという立場から、反対をいたします。

また、そもそも、放課後子ども教室というものと役割が異なる児童クラブを一緒にしていくことそのものが進むということも、改めるべきだというふうに思っています。全ての児童を対象とした子ども教室と、あと、保護者が労働などでいない間の成長を保障するというのは、全く役割が異なるというふうに思っています。

一方で、第5条の対象児童を6年生にまで拡大するという点については、市民の要望に応える中身でありますし、私たちも求めてきたことですから評価もするんですが、今述べてきた理由により、この条例には反対としたいと思います。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

蟹井委員。

○蟹井智行委員 賛成の立場で討論します。

第5条、第6条、今、話があったように、拡充もしておりますし、先ほど市長からの話で、この条例施行規則の第11条が追加もされましたので、ほぼ、ここに集まっている委員の賛成が得られる内容だと思いますので、賛成といたします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 賛成の立場で討論いたします。

従来要綱で定めていたものを、条例としてきっちり基本的な取り扱いを整理し、先ほど

から問題になっておりました、利用料の減免の対象者についても修正をいただいたということで、前向きに評価をしていきたいと思えます。

ただし、やはり子どもの子育ての重要性を鑑みた場合、この減免なり、そのバーで本当に適切かどうかというのは、いろんな角度からいろんな意見があろうかと思えますけど、高校の授業料等の減免措置等の比較の中ではまだまだバーが高いところにありますけど、しかし、現実の当豊明市の対応の中では、この内容で私はいいんじゃないかと思って、賛成の討論とします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 賛成の立場で討論いたします。

この条例、要綱からあえて条例化されたという、その点を意気込みというふうに、まずは理解させていただきたいと思えます。

ただ、運用面で、時間の延長だとかいろいろやる時には多少手間がかかりますので、スピーディーな対応に、またいい意味での対応に議会も協力していければなというふうに思えますけれども、まずもって宮本委員が言われたとおり、利用料の減免の対象を今こうして議会の中で議論をする中で、当局のほうも歩み寄りを見せていただいたということについては評価したいと思えます。

そういったことをしなくてはいけないような条例を、規則をつくられたということについては、若干ですが、苦言を呈しておきたいと思えます。

まず、就学援助の対象者の人たちが非課税の枠を区切ることで外れてしまう人がいるということを、事前に確認しておられなかったという点から見てもあると思えます。そもそも、無料の対象者をどのラインにするかということをお話し合われたときに、できるだけ、今まで大変たくさんの人たちが無料になっていたわけですから、この大きな変化に対してもう少し柔軟に対応していただければなというふうに私は期待するところです。

よもや、有料化によって生活苦の中から登録を諦めて、働く両親の帰りを自宅で待つと、そういったような子どもが出てこないだろうと、出てきてほしくないなということをお本当に願うところです。

今回のこの条例案の減免の対象者は、そういうことを危惧されるぎりぎりのところだという認識はお持ちいただきたいと思えますし、本当はもっとたくさん減免していただきたいのですが、こちら、私個人としても譲歩したつもりで、ここに線を引こうと思えました。

今後については、そういった子どもの貧困、そうした困窮家庭の支援ということにも決

して目を背けることなく、十分対応していただきたいなということを心からお願いいたしまして、討論といたします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第50号については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 賛成多数であります。よって、議案第50号については、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市長はどうされますか。皆さんに諮る。

退席されることでよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 必要があれば、また出席をお願いします。

（市長退席をなす）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 続いて、議案第54号 愛日地方教育事務協議会規約の変更についてを議題とします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

堀井学校教育課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） それでは、議案第54号 愛日地方教育事務協議会規約の変更についてを御説明させていただきます。

地方自治法第252条の6の規定により、愛日地方教育事務協議会規約の一部を別添のように変更するものでございます。

この案を提出するのは、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正に伴い必要があるからでございます。

それでは、1枚おめくりください。

このたび、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律が改正され、教科書の採択については、協議会を設けなければならないとされました。教科書の選定作業は、尾張東部教科用図書採択地区協議会が行いますので、愛日地方教育事務協議会の規約第4条で定めております協議会の担当する事務のうち、第1項第1号の小学校及び中学校の教科用図書の採択に関する事務を削除し、第2項も同様に削除するものでございます。

附則といたしまして、この規約は平成27年11月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 本会議でも質疑がありましたので、この条例改正の変更の理由はわかったんですけど、一つだけ心配していることがあって、今の安倍首相が教育あるいは教科書選定に、いろいろと意見を述べられたりとか、自分の考えを強くお持ちのような報道があります。

こういう規約の変更で審査されるところが、事実上、名前、名目上というのかな、変わってまいりますけれども、そういった国の関与だとか、そういったことにつながる危険性はないのかどうか。あくまでも、現場、あるいは子どもたちと接する教員や教育委員会の判断できちっと選別、教科書選定できていくような、そういった流れに全く変わらないかどうか、その点だけ確認しておきたいのでお願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

下出指導室長。

○指導室長（下出修史君） 今の質問に関しまして、実際に、教科用図書の採択協議会の委員は各11市町の学校長の代表、教員の代表、そして教育長の代表、それと保護者が入っております。なので、そういったメンバーのところで考えますと、これは、必ずその中では静ひつな環境で今回も事務作業を行ってまいりましたので、そこに政治的な力がかかる、そういうような状況ではありませんでしたので、今後もそれはしないものと私は信じております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 今回のこの変更について、基本的に、これまであった条項が削除されるというふうな中身だというふうに認識しておりますけれども、この条項が削除された後に新しい協議会ですか、こちらが立ち上がって、そちらに役割が移るというふうな流れになるというふうなことでよろしいのでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

下出指導室長。

○指導室長（下出修史君） 教科書の採択に関しましては、愛日地方教育事務協議会から尾張東部教科用図書採択地区協議会に全て移るということで間違いはありません。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 この議案第54号について、反対の立場から討論に参加いたします。

この議題の契機になったのは、私自身が6月議会の一般質問のときにも取り上げた八重山の件だというふうに認識しておりますけれども、この件をきっかけに教科書の選定の仕方というものを、別の協議会をつくって、八重山のような事態が起こらないようにというふうなことが今回の規約の変更のもとだったと思うんですけど、ただ、国が進めようとしている今の仕組みというものが、そういった別の協議会で教科書を選定する仕組みにしながら、そこで決まった教科書とは別のものを教育委員会が使うというふうに、決定権はこれまでどおり教育委員会にあるというふうなことを認めるということは、ある意味、二重に仕組みを導入する中で、あたかも教育委員会が決定権を持っていることを保っているように思いながら、上から枠をはめて無償提供というものを実現しようと思えば、結局、協議会で選んだ図書を採用するというふうなものをもう認めさせていくというふうなことに繋がっていきかねないというふうに考えております。

今も御発言がありましたけれども、こういった形で政治の教育に対する介入をしていく、そういう可能性を広げていくことにつながるのではないかとというふうに考えて、反対の立場とします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

蟹井委員。

○蟹井智行委員 賛成の立場で討論に参加します。

先ほど下出室長からも、政治的思惑が介入する心配は一切ないという話もありましたので、私はこの第54号、賛成といたします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第54号については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 賛成多数であります。よって、議案第54号について

は、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで昼食のため、1時まで休憩といたしたいが、御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○福祉文教委員長(近藤善人議員) では、1時まで休憩といたします。

午前11時55分休憩

午後1時再開

○福祉文教委員長(近藤善人議員) 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を始めます。

続いて、議案第55号 平成27年度豊明市一般会計補正予算(第2号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

浅井課長。

○保険医療課長(浅井俊一君) では、議案第55号 平成27年度豊明市一般会計補正予算(第2号)のうち、保険医療課所管部分につきまして御説明をいたします。

歳出について御説明をいたしますので、補正予算書14ページ、15ページをお願いします。

中段の表、3款1項1目 社会福祉総務費の4 国民健康保険特別会計繰出事業の説明欄、職員給与費等繰出金の46万4,000円の増額は、国民健康保険特別会計における育児休業等の対応のための非常勤一般職員の報酬増額分について、相当の繰出金を増額するものでございます。

以上で保険医療課分の説明を終わります。

○福祉文教委員長(近藤善人議員) ほかに。

高木課長。

○児童福祉課長(高木安司君) それでは、児童福祉課所管分の補正について御説明いたします。

歳出から説明いたします。

補正予算書14ページ、15ページをお開きください。

14ページ左下、3款2項1目 児童福祉総務費は5,478万円の増額で、19億3,567万9,000円です。

それでは、事業別で御説明します。

右ページ一番下の児童福祉事務事業は、児童福祉施設入所措置費と、心身障がい児通所・居宅サービス事業の増額によるものです。入所措置費は7月より1世帯措置を行ったものによるものであり、心身障がい児通所・居宅サービス事業費は当初計画より利用者がふ

えたことによるものです。

最下段、保育事業は土地等借上料を増額したものです。これは、UR都市再生機構豊明団地で平成28年度より計画しています病後児保育施設の4月分賃借料と保証金を3月までに振り込む必要があるからです。

続きまして、歳入です。

6ページ、7ページをお開きください。

一番上、13款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 民生費国庫負担金は、1,950万円増額して18億8,090万9,000円です。これは7ページ上段、児童福祉費負担金、児童福祉措置費負担金と障害児施設措置費国庫負担金の増額によるものです。歳出で御説明した入所措置費と障がい児サービス事業による増額による国庫負担分です。

8ページ、9ページをお開きください。

一番上、14款 県支出金、1項 県負担金、1目 民生費県負担金は、1,343万4,000円増額して6億1,514万5,000円です。これは、先ほど御説明しました入所措置費と障がい児サービス事業費による増額における県費負担分です。

続きまして、5ページをお開きください。

中段、第3表 債務負担行為補正です。上段、放課後児童健全育成事業業務委託事業です。これは、小学校3校で行っています放課後児童クラブを平成28年度から平成31年度の4年間委託するものです。限度額は1億980万円です。さらにその下、保育園給食調理業務委託事業は、6カ所の保育園給食調理業務を平成28年度から平成30年度の3年間委託するものです。限度額は2億3,041万5,000円です。

以上で児童福祉課所管部分の説明を終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

加藤健康推進課長。

○健康推進課長（加藤育子君） 続きまして、健康推進課所管分につきまして御説明をいたします。

歳出の説明をいたしますので、16ページ、17ページをごらんください。

中段の4款 衛生費、1項4目 保健センター運営費の15 工事請負費の説明欄をごらんください。営繕工事費の58万4,000円につきましては、経済産業省からの公営医療施設における埋設ガス管の耐震化を推進するようとの通知を受けて、保健センターも築30年を超え、老朽化も懸念されるところから、建物裏のガス管の耐震化整備をするものです。

歳入については、今回の補正はありません。

以上で説明を終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

堀井学校教育課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） それでは、学校教育課所管分について御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、20、21ページをごらんください。

上段の10款1項3目2 教育振興補助事業、私立幼稚園就園奨励費補助金499万3,000円は、私立幼稚園に就園している保護者の経済的負担を軽くするための補助金が不足するためでございます。

中段の10款2項2目1 小学校教育振興事業、図書及び器具購入費373万4,000円は、図書購入のためにと540万円の寄附があり、そのうちの小学校分の配分金額であります。

下段の10款3項2目1 中学校教育振興事業、図書及び器具購入費166万6,000円は、540万円の寄附のうち、中学校分の配分金額であります。

22、23ページをお開きください。

10款5項3目3 給食センター維持管理事業の設計委託料140万4,000円は、栄調理場の給水管改修工事の設計委託料であります。

歳入の説明をいたしますので、6、7ページをお開きください。

中段、13款2項6目1 教育振興費補助金133万1,000円は、幼稚園就園奨励費補助金に関するものです。

8、9ページをお開きください。

下段、16款1項1目1 一般寄附金、説明欄2行目、教育費寄附金540万円は、小中学校の図書購入のための寄附金であります。

以上で学校教育課所管の補正予算の説明を終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

樋口生涯学習課長。

○生涯学習課長（樋口 進君） それでは、生涯学習課所管の補正予算について御説明いたします。

22ページ、23ページをお開きください。

歳出の御説明をいたします。

10款 教育費、5項 保健体育費、2目 体育施設費の体育施設維持管理事業は389万8,000円の追加となっております。これは当初の基本協定に基づき、初年度の電気料が実績確定したため、これに合わせて増額計上するものでございます。

以上で生涯学習課所管分の説明を終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 では、補正予算書（第2号）の14ページ、15ページ、3款 民生費、2項 児童福祉費、1目 児童福祉総務費の児童福祉施設入所措置費、378万円増についてなんですけれども、こちらはドメスティック・バイオレンスの被害に対する措置だというふうに伺っておるんですが、県内にはこの救済を求めてきた人を保護する施設が幾つかあると思うんですね。豊明市の方は今何名、どこかに保護されているか。人数だけで、わかれば教えていただきたいです。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 県内には14カ所あります。

ただ、いろんな事情がありまして、今、県外にてその方は収容しておりまして、1世帯、3名でございます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 当初予算では、その保護する方のために、幾らの予算措置がされていましてでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 150万です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 22、23ページの学校給食費の給食センター維持管理事業について、設計委託料140万円が増になっておりますけれども、これを補正対応せざるを得なかったような理由は何でしょうか。当初でなぜ上げられなかったのか、お願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

堀井課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） こちら、当初に間に合わなかったのは、27年2月に、水道の圧を上げるためにポンプをつけました。それ以後、圧を上げたことによって、さびの塊がちょっと出るようになってしまったものですから、申しわけございませんが、補正対応とさせていただきます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 そういふようなところでさびが出たからということで補正になったということですけど、その設計委託は140万4,000円。この積算は、どういふふうに積算された金額でしょうか。設計事務所の二、三者から見積もりをとったのかとか、その根拠を教えてください。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

堀井課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） 3者から見積もりをとりました、その結果の金額でございます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 22ページ、23ページの10款 教育費、5項 保健体育費の指定管理料389万8,000円の増額なんですけれども、電気料金という形で伺っておりますが、どの施設のどのいった部分の電気なのか、教えてください。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

樋口生涯学習課長。

○生涯学習課長（樋口 進君） 電気料金につきましては、施設ごとになっておりますので、詳細な場所という部分については想定の部分が入りますので、申しわけございません。

場所については、福祉体育館でございます。最も大きく影響したのはアリーナ部分だといふふうに認識しております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 福祉体育館のアリーナ、LEDの照明にかえたはずなんですけど、電気代が安くなるというふうに、勝手に私、思っていたんですが、効果がなかったということなのか、また何か違う理由だったのか、もしわかれば教えてください。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

樋口課長。

○生涯学習課長（樋口 進君） この増額につきましては、電気料の単価が上がったということが一番大きな要因でございます。LEDにかえまして、ワット数につきましては当

然ながら減っておりますので、その部分の効果はあったというふうに認識しております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

蟹井委員。

○蟹井智行委員 21ページ、10款 教育費、1項 教育総務費、3目 教育振興費をお願いします。

私立幼稚園就園奨励費の補助金が499万3,000円、先ほど御説明がありましたけれども、たしか制度的には、国が3分の1持つということになっていると思いますけど、これ、計算すると、国の持ち分が26%ぐらいにしかなくなってないと思います。これでは、逆に市の持ち出しが多くなってしまうと思うので、国のほうにきちんと3分の1出すように要請するか、陳情するか、何か対策をとる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

堀井課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） 委員のおっしゃるとおり、現在、幼稚園就園奨励費は3分の1を切っております。国のほうは3分の1以内となっております。それで、私どもも、少しでも早く3分の1に達していただけるよう取りまとめの県をお願いをしていく予定ではおります。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

蟹井委員。

○蟹井智行委員 じゃ、同じページの真ん中の段の、先ほどから説明があった、540万円、寄附があったということで、それを図書購入費に充てるということで小学校と中学校に分けたというお話がありましたけど、年度当初、小中学校に図書購入費というのを市のほうは配分していると思います。年度当初に市のほうから各学校に図書購入費が配られるときは、児童生徒数によって配分額を変えていると思いますけれども、今回も小学校で373万4,000円を分けるときは、そういう児童数などを考慮されるのでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

堀井課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） 委員のおっしゃるとおり、当初は均等割3割、学級割2割、児童生徒割5割で把握しております。

今回につきましても、まずは学校のほうから要望のありました百科事典を購入させていただいて、その残りを児童生徒の生徒数で案分をする予定でございます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

蟹井委員。

○蟹井智行委員 学校図書館にある蔵書数というのは、司書さんなり図書の先生が数えて、現在、学校の図書館には何冊本があるかということは、それぞれの学校でわかっていると思います。

文科省のほうでは、図書館の標準蔵書数というのを決めていまして、それを満たしているか満たしていないかということは、各学校、把握しているんですけど、それを満たしていないような学校のところには多目に配分するとか、そういうようなお考えはありませんか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

堀井課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） 現在、豊明市内の市立の各小中学校におきましては、全ての学校が学校図書館図書標準蔵書数の基準を満たしております。ですから、今回は考慮には入れておりません。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 教育費、教育振興費の私立幼稚園の就園補助、この499万3,000円の……。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ページ数をお願いします。

○宮本英彦委員 ごめんなさい。20、21ページの上の段、教育振興補助事業という。

ここで499万3,000円の増なんですけど、これは先ほどの説明で、経済的負担の軽減の補助ということなんですけど、去年の実績、25年度の実績が5,049万2,000円、26年度の実績が7,517万3,000円、ここ、ふえて、今年度の予算が、当初が7,311万9,000円に、このプラス499万3,000円で7,811万2,000円ということで、去年の実績よりもプラス293万9,000円多いんですけど、このふえた理由が、経済的負担の条件を下げたから人数がふえたのか、ここら辺の理由、増額の理由。それから、対象者がふえたということなんですけど、そのふえた理由はどのような理由でしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

堀井課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） 当初は、確かに579名で積算をしております。実際、今回、600人の方が対象となりました。その関係で、499万2,000円が足りなくなったということにな

ります。

それから、当初の積算よりも金額が増した項目がございまして、その関係も多少影響しております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございせんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 579名で積算ということですけど、去年の実績対象者、610名ということで、予算を立てる前段階で、去年の実績よりも少ない実績で積算されておるということになるんですけど、どうしてそんなにことしは少ないんだろうという予測なんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

堀井課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） 確かに、実績よりもことしの当初の人数が減っております。これは、要は3年生の方が卒業されたということで減らしたものでございます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございせんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 ちなみに、幼稚園の就園補助の制度、条件というのは、非常に難しい条件なんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

堀井課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） 条件というのは、24項目の条件がございまして、ちょっと複雑になっております。

済みません、先ほど私、3年生と言ったのは、中学3年生と間違えまして、申しわけございません。

要は幼稚園から小学校に入る子どもさんを削ったから、579にしてしまったということでございます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございせんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 22、23ページの体育館の指定管理料の電気代の件ですけども、先ほど単価が上がったというふうに言われましたが、前年度の最終的な電気代が幾らで、最初、協定を結んだ中に、単価の値上がりによる分がどのくらいあったのかということもちゃん

と計算した上でというか、確認した上で補正されたんですか。ただ上限を超えた分を自動的にこのように補正してしまっているのか、その辺の確認をしたいのでお願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

樋口課長。

○生涯学習課長（樋口 進君） まず、積算のほうでございますけれども、対での前年というのはちょっと難しく、25年度というのは工事の関係があつて閉館しておりますので、単純に比較できませんので御了承いただきたいという部分と、比較につきましては22から24年度の平均値というようなものを持っておりまして、その大体7割ぐらいになるだろうという想定をしておりました。

現実、単価のほうは、これもちょっとわかりづらいんですけども、単価、平日であるとか、夏季であるとか、それから、休日であるとかによって単価が違っております。その平均を見ますと、25年度の単価に比べて、26年度が4円26銭ほど上がっております。平均値でございます。パーセントにすると136%ぐらいになっておりますので、約3.6ポイントぐらい上がっておりましたので、結果的には7割よりも落ち込んでおりますけれども、そういった形で金額のほうがあぶれてしまったというような形になりますが、今の説明でわかりましたでしょうか。

（はいの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 この補正の389万8,000円の中に、体育館の使用頻度が増して、要するに会館の稼働率が高くなって、電気代が増した部分があつたとすれば、それは利用が進めば進むだけ、指定管理者さんの部屋の使用料として利益が上がっているわけですよ。そういう部分による電気代のアップだとすれば、最初の契約より上がったからといって、単純に補正していいのかどうかというところがあるので、不可抗力というか、単価が変わった、消費税率が変わったために、その分は最初の契約条件と違うから追加するというのであれば理解できるんですが、そうではない部分も含めて今回補正増をされているのだとすれば、そういう部分が含まれているとすれば、これは市が持つものではなくて、指定管理者さんが自分の会館使用料の利益の中で払っていくのが筋だろうというふうに思うので、そこがきちっと積算というか、内訳は確認した上で、この金額を上げていらっしゃるのかということを知りたかったんですが。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁。

樋口課長。

○生涯学習課長（樋口 進君） 電気料につきましては、当初の基本協定の中に精算をす

るという形になっておりますが、これにつきましては、年度末において精算したものをもちまして、次年度以降は固定額という形になります。ということで、1年間については、実績値を見るという形になっております。

積算そのものにつきましても実績値から持っていきますので、これが正しいものだというふうに認識をしております。

以上でございます。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 契約において正しいか、正しくないかということであれば、多分正しいのしょうけれども、このような形で追加されていくということは、もう二度と発生しないならばいいですけど、結局は利益につながっている電気代の使用料なのか、単純に単価なのかというのは、やっぱりきちっと見定めないといけないものですから、そういう視点でいうと確認はできているんですか。間違いなく、単価が上がったからという部分だけで380万余があるということですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

樋口課長。

○生涯学習課長（樋口 進君） 福祉体育館につきましては、利用率が上がったという部分については考慮しておりませんが、もともと福祉体育館の利用率、高いものから、その部分の影響については余りないというふうには思っております。

これが体育館のアリーナ部分というふうに限定をしておりますので、算出上では、利用率のほうについてはほとんど変わっておりませんので、その部分での影響は少ないと思っております。

（少ないの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかに……。

樋口課長。

○生涯学習課長（樋口 進君） 100%とは言いませんが、その部分までの算出は見ておりません。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 初年度なので、いろいろあるかと思えますけれども、今後もそういう形で上限を定めて、それ以外の部分についてはどうなるのでしょうか。単価の見直し、消費税率が上がったときはさておいたとして、それは認められないんですね。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

樋口課長。

○生涯学習課長（樋口 進君） この金額で次年度以降は確定をいたしますので、精算のあるものにつきましては、これ以外のもので一部残っておりますけれども、電気料については精算をしません。これで確定をさせていただく形になります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 確定をして、また電気代が確定額より伸びちゃったら、それを見るところのことなんですか。

だから、電気代の使用料については、指定管理者が全部支払うということにはならないという、そういうことなんですか。上がっても下がっても、その責任は全て指定管理者が支払いはするということにはならないのかどうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

樋口課長。

○生涯学習課長（樋口 進君） 固定をするということはそういうことですので、上がろうが、下がろうかということになりますけれども、先ほど言いましたように、消費税の問題であるとか、そういった部分があった場合については、協議の上という形になると思います。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 ページ数が14ページ、15ページの3款2項1目 児童福祉総務費の部分です。

心身障がい児のサービス利用増で補正ということですがけれども、心身ともにくくられておるので、それぞれの障がいを抱えていらっしゃる内容別に、どれだけふえたかというような傾向なんかはつかんでいらっしゃるのでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 特に伸びておるのが放課後デイサービスです。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 そこと同じ児童福祉の心身障がい者の通所・居宅の5,100万円の増額の件ですけど、これは昨年度の実績が9,165万なんですよね。昨年度の実績が9,000で、ことし

の予算が6,900万、当初の。

ということで、去年の実績よりもどうしてことしの当初の予算が6,900万で、補正でさらに5,100万ということの今回の補正の申請なんですけど、大幅にふえたということですけど、そもそも、当初の予算からどうしてこういうふうな少ない予算立てをされたんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 予算を作成する段階では、去年の8月、7月ぐらいの数字を参考にして予算化させていただきます。その段階では、当初の見込み額が、最終的には9,000万以上になったんですが、その計算をすると、当初の見込みどおりの6,900万というふうに算定しておりますので、去年の後半部分でサービスが伸びたというふうに解釈しております。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 14、15ページの民生費の福祉費の社会福祉総務費の職員給与等の繰出金ですけれども、これは国保のほうがいいですか。ここ、国保のほうがいいですか。じゃ、国保でお伺いします。

もう一つ、22、23ページの下の段のところの学校給食費の中の設計委託料ですけれども、140万ほどですが、事情はわかりましたが、この工事の規模というのは、どのくらいになってくるものなのでしょうか。140万の設計ですけれども、その後どのような工事費がくっついてくるのかなというのをイメージしておきたいので、教えてください。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

堀井課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） 栄調理場の建物面積が1,195.2平米あります。そちらの屋内の配管全ての取りかえになりますので、どのぐらいの金額になるかは、私も今のところ、予定が立たないような状況でございます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 それに関連してですけど。

設計委託で140万4,000円が出ておるということは、概算見積もりが出た上で、その何

%かというのが設計委託料の業者さんの取り分だと思うんですけど。だから、概算見積もりなり、おおよその金額、建設の費用がある程度出ておると思うんですけど、いかがでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

答弁できませんか。

堀井課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） 今回は設計をお願いするための委託料でございますので、大体の概算というのは、今から設計をお願いして初めて出るとは思うんですが。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 いや、もちろん設計委託のための費用なんですけど。これを出す業者さん、設計業者さんがこの140万と出す根拠は、工事の概算のおおよその見積もりの金額があって、それに対する設計の料金、委託料を出すというのが一般的なんですけど。そうじゃなくて、この場合は、幾らかかるかはわからんけど、設計委託だけという、そういう委託の仕方なんですか。金額がわかるはずなんですけど、いかがでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁できますでしょうか。

堀井課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） この3者の方には現地の栄調理場を見ていただきまして、それを出していただいているという状況でございます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 もう一度聞きたいんですけど、今の給水管の件なんですけど、ほかの、よく建設とか土木の関係だと、工事費の約1割とか2割が設計費になるということを知っているものですか、経験上。なので、設計だけが出てきて、工事費は全くわかりませんということが本当にあるのかなと不思議な感じなので。

御自身はわからないかもしれないんですけど、見積もりを出された3者の人たちは、工事が1,000万だから、このぐらいの設計費用をもらおうかなというふうに見積もっていらっしやるんじゃないんですか。そういうことから類推して、どのぐらいの規模の配管の修繕工事が来年出てくるのかなというのを私たちはちょっと知りたいなと思ったんですけど、全くわからないんですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁できますでしょうか。

堀井課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） 3者の方には、当然現場を見ていただいておりますので、わかっているかと思うんですが、ただ、申しわけございません。私、今は持ってはいないんですが。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 今は持っていないということは、とりに行けばあるという理解でよろしいんですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 加藤教育部長。

○教育部長（加藤賢司君） ただいまの設計委託のお話なんですけれども、現場のほうの給水管がやはりちょっと赤水が出ておったということで、現地のほうを設計士のほうに見ていただいて、こちらのほうでどのぐらいになりますかという、そういう見積もりを3者からいただいておりますと、そういうことでございまして、設計士さんから全体の工事費が幾らだというのは私どもは聞いておりませんので、それでちょっと今、お答えができんと、そういうことでございます。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 16、17ページの保健センターの営繕工事、経産省のほうから耐震化の指示を受けて、今回補正対応されるということなんですけど、これについては額も少額なので、設計とかもなく、即工事費が出たということでしょうか。それから、国からそういった指示が出たのはいつ出たのでしょうか、お願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

加藤課長。

○健康推進課長（加藤育子君） 経済産業省からの通知が26年の12月11日付で、連絡を文書でいただいております。

このタイミングでしたので、27年度の当初予算には積算ができなかったというところで、そのときも指示を仰ぐということで待ってくださいという指示だったんですね。ことし、27年の6月16日に東邦ガスの担当者が来所されて、6月の時点でしたので9月補正ということになりました。

ガス事業法というもので、ガス工事はガス事業者しか取り扱えないということが決まっ

ているそうで、東邦ガス、1者随契でよいというふうに従っております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（もう一つの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 同じく16、17ページの一番上のところの病後児保育の土地の借上料、来年の4月分と保証金を払えと言われたということなんです、そういうことになってしまったのは、何か事情があったんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） これはURの規定ですので、私どもでどうこうということではないです。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 そういった規定があるということは、URのほうから事前に契約するときに、お話はなかったということなんですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） URからなかったということではなくて、私どもも、来年度からやるというのは計画ではございましたが、こういった制度になっておるということまではわからなかったもので、今回計上させていただきました。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 ああ、しまった。債務負担行為を聞くのをすっかり、ページが離れていたのを忘れてしまったので、非常に残念なんです、討論の中だけで意見として申し上げておきます。

放課後児童健全化育成の委託ということで、3園4年間ということになりました。その効果、あるいはデメリットも、ないことを祈りますけれども、あるやもしれないということで、新しい分野にまたどんどん民間が入ってきますので、サービスの向上とか、そういう

った利便性とかを期待したいところなので、今後、いろいろなことが決まっていくと思いますので、できましたらまた議会にも、そういったことの御報告をいただきまして、スムーズな民間委託にいていただければなというふうをお願いをしておきます。

それから、その下の保育園の給食調理の業務委託の件ですけれども、3園が6園にふえて、これは3年間の契約ということで、給食の委託をしても、数字的にはというか、経費の面でのメリットは余りないということは今までもそうであったので、6園になっても、その点については、余り変化はないだろうというふうに思っております。

ただ、職員の人数の調整の、どうでしょう、いい部分もあるかもしれませんが、正職の退職者数とかだけに合わせてこういうことをしていかれると、そこに臨時職員さんもたくさんひっついていらっしゃるわけで、そういった人たちの今後の契約はどうなっていくんだろうということも、正直、気になるところです。

民間がふえればふえるだけ民間主導になっていって、豊明市の給食のいろんなよさとかを、民間の主導になっていって、いろんな意味でプラスになればいいですが、そうじゃないことも出てくるんじゃないかと、園数がふえればふえるだけ、向こうの言い分が通るような流れになりはしないかということも、正直、心配になってくるところでありますので、特にコスト面で余りプラスがないということですので、そういったことについては、神経をとがらせていていただきたいなというふうに思っています。

それから、あと、そのほかの補正については、一番気になるのは、先ほども質疑しました体育館の電気代の件です。定額で契約をしてしまうと、ふえたときはプラス分を払わなくちゃいけなくて、仮に少なく済んだ場合は、指定管理者から戻してくれということはない仕組みになるんですよね。それが本当にいいんだろうかということが、ちょっと疑問に思えてきます。

余り電気代が上がり下がりがあるようでしたら、指定管理のときのこういった固定費の契約の仕方を再検討する必要があるんじゃないか。それは体育館だけじゃなくて、これからいろんなところを指定管理に出していきますので、今のようなことが起こり得るということを少し頭に入れて、最初の仕様書をつくっていただきたいなということを要望しておきます。

以上、賛成の立場で討論いたします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 補正予算に賛成の立場で討論に参加いたします。

教育費の栄養調理場の設計委託料、内容は、古くなった設備の改修及び衛生面を考慮した

ドライ運用のためというふうにお聞きしております。子どもの食事の安全などを守るために大事な事業だと認識しております。

もう一つ、先ほど質問もしました民生費、児童福祉費の放課後デイサービスの利用が伸びているという回答もございましたけれども、これからも心身障がい児のこういったサービスの利用は高まっていくことが予想されると思いますので、こういった補正予算での対応なども含めて、今後の政策に生かしていただきたいと思います。

また、債務負担行為の部分の委託事業、放課後健全育成の事業、また、体育館の指定管理者の事業は、政策的には反対の立場ですけれども、現に行われている市民へのサービスを守る必要もあるかということは理解して、賛成の立場といたします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 補正予算は、賛成の立場で討論します。

しかし、先ほど一番最後に聞きました設計委託料、通常、私の認識でいきますと、ぐるぐるっと回っただけで設計費はおおよそこれぐらいですよなんていう委託の積算ということはありません。私の認識ですけどね。通常は、概算見積もり、工事見積もりが出て、その何%という取り分が設計業者の取り分だと、こういうのが私の認識なんですけど、そういう世界もあるのかなという感じですけど。いや、実際は、ある程度の工事見積もりがあるはずですよ。だけど、きょうは出ないということですけど。

やはりこういうような設計委託料が予算のこの委員会の中で工事費用がきちっと報告されないというのは、やはり私としては非常に遺憾なことかなと私自身は思います。

だから、今後のことは、そういうことも踏まえてぜひお願いしたい。そういう問い合わせに対して回答できるようなことを準備いただきたいということをお願いして、賛成の討論とします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 第55号、一般会計補正予算に対して、賛成の立場で討論いたします。

先ほど山盛委員からも御指摘ありました指定管理制度が、今後もいろんなところでふえていくと思います。そのあたり、市役所としても、また市民のサービス向上の面でも、デメリットとメリット、それをきれいにバランスしていただくことをひとつお願いして、賛成の立場の討論とさせていただきます。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第55号のうち本委員会所管部分については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○福祉文教委員長(近藤善人議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第55号のうち本委員会所管部分については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第56号 平成27年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案につきましては、既に本会議で浅井保険医療課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○福祉文教委員長(近藤善人議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第56号は提案説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 6ページ、7ページの一番上の枠の窓口受付事務の件です。

今まで正職の方が休暇をとっていらっしゃったが、それが復帰できずにパートに置きかえるということだと思いますが、復帰されなかった期間、多分4月からなのでしょうか、何か月分は、その方、何人体制でやってきたけれども、次からは1人ふえるわけですから、パート受付事務をここで補正で増をしないとやっていられないという、その辺の事情を説明してください。

○福祉文教委員長(近藤善人議員) 答弁願います。

浅井保険医療課長。

○保険医療課長(浅井俊一君) 今回、詳しいところで御説明をさせていただきますと、従前、昨年度より育休に入っておる者が1名おったということで、予定自体は、この10月から復帰をするという予定で予算を見ておりました。

ですので、現状、不足分については、昨年度より1名と、あともう一人、既存にいる2名のうちの1名をふやしたもので、それから、あともう一名については、週の1日をふやしておるといような形の対応をしてきておりました、そのまま9月までそのような予算で組んでおります。10月から復帰する予定でという形で想定をしておりましたところが、短時間勤務で復帰をするというようになってしまったというところ。

それからあと、実は、別に1名、病気休暇を年度当初からとおる者がおりました、

そこの補完という意味で、現状の体制をそのまま延長するというような形で補正をさせていただきます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 育休は、とってしっかり子育てしてもらってまた復帰するという、そういう体制でいかれるのは結構ですし、病気だったりして長く休まれるケースも、職員の中にはそれなりの数があるというふうに思います。今までは、そういった正職の欠員をほかの正職が補うという形でやってきたと思うんですけども、そういったのが去年ぐらいからか、徐々に臨時職員を採用して、その不足前を補充するというような形に変わってまいりました。

確かに職員はたくさんいたほうがいいと思いますし、そういったことを担当は求められると思いますけれども、本当にそうじゃなきゃいけないのかというのも、安易にこれこれだから、今までと同じだからというのではなく、今までの人数で多少なりとも踏ん張っていけるのであれば、人件費にすぐに回さない、人を雇わないということも必要ではないかというふうに思います。業務が同じような内容であるならば、何とかその辺は工夫していかないと、経常経費がどんどんふえていっちゃうので、そんなようなこと。

それから、10月からの復帰ができなくなってしまった事情は、個人のことなのでお聞きはしませんが、万が一、育休から復帰できなかった理由が、それを保育してくれる人がいなかったなんていう理由であったら話にならないわけで、そういった育休の復帰をスムーズにさせるような、そういった体制、環境が十分とれているのかなということも、今は私は確認することはできませんけれども、そういったこともちょっと気にかかるということだけ申し上げて、賛成討論といたします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第56号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第56号につい

では、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより陳情の審査に入りますが、陳情と関係のない職員については自席待機としたいが、御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○福祉文教委員長(近藤善人議員) 御異議ありませんので、陳情と関係のない職員については自席待機といたします。

(関係職員以外退席をなす)

○福祉文教委員長(近藤善人議員) それでは、初めに、陳情第8号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情を議題といたします。

本陳情について、当局より状況等で説明できることがあればお願いします。

加藤部長。

○教育部長(加藤賢司君) 特にありません。

○福祉文教委員長(近藤善人議員) 陳情でありますので、直ちに質疑に入りますが、当局は質疑に対して、わかる範囲でお答えいただきたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

○福祉文教委員長(近藤善人議員) 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 この定数改善の陳情に対して、賛成の立場で討論いたします。

陳情趣旨の中にも書かれてあります少人数学級に関して、大変子どものきめ細やかな対応と、それから成長を保障できる取り組みとして、私たちも提唱、また、推進の立場でこれまで活動してきました。よって、この陳情の内容に賛成の立場であります。

○福祉文教委員長(近藤善人議員) ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 同じく、賛成の立場で討論いたします。

記載の内容のとおり、ここは教職員定数の削減という大きな方向が流れているわけですが、記載のとおり、やはり少人数学級のさらなる拡充のためには、定数改善が必要でございますし、それから、もう一方、ここの、記載されていますように、国庫負担が三位一体改革で2分の1から3分の1に引き下げられたということでもあります。引き下げられたということは、その部分は自治体が財政を補填しておるということでもありますので、ぜひもとの2分の1に戻すというこの陳情でございますので、賛成討論としたいと思いま

す。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 陳情第8号は、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） よって、陳情第8号は、全会一致により、採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第11号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情を議題といたします。

本陳情について、当局より、状況等で説明できることがあればお願いします。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤賢司君） 特にありません。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 陳情でありますので、直ちに質疑に入りますが、当局は質疑に対して、わかる範囲でお答えいただきたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 私立高校の負担軽減の陳情に関して、賛成の立場で討論をいたします。

公立学校が無償化をされる一方、私立学校の生徒には引き続き負担が大きく、そのために教育の機会均等が損なわれているという点に共感いたします。また、愛知県においては、一説には3分の1ぐらいの生徒が私学で学んでいると、また、本市においても私立の学校を有しておるといふ点から見ても、市民の皆さん、子どもたちの学ぶ機会をこういった形でしっかり保障していくことが重要と考えて、賛成の立場であります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 私立高校の負担軽減について、私も賛成の立場で討論したいと思います。

当市におきましては、こちらの助成額というのは県下でも高い水準にあるというのは理解しております。市としても財政面でのいろいろな縛りがあると思いますので、できる限りのところでやっていただければと思い、賛成の立場で討論いたします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

陳情11号は、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 御異議なしと認めます。よって、陳情第11号は、全会一致により、採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第12号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情について、当局より、状況等で説明できることがあればお願いします。

加藤部長。

○教育部長（加藤賢司君） 特にありません。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 陳情でありますので、直ちに質疑に入りますが、当局は質疑に対して、わかる範囲でお答えいただきたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

陳情第12号は、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 異議なしと認めます。よって、陳情第12号は、全会一致により、採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第13号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情について、当局より、状況等で説明できることがあればお願いします。

加藤部長。

○教育部長（加藤賢司君） 特にありません。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 陳情でありますので、直ちに質疑に入りますが、当局は質疑に対して、わかる範囲でお答えいただきたいと思います。

質疑のある方は挙手をお願いします。

(進行の声あり)

○福祉文教委員長(近藤善人議員) 以上で質疑を終結し、討論に入ります。
討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

○福祉文教委員長(近藤善人議員) 以上で討論を終結し、採決に入ります。
陳情第13号は、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○福祉文教委員長(近藤善人議員) 御異議なしと認めます。よって、陳情第13号は、全会一致により、採択すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。
お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

(異議なしの声あり)

○福祉文教委員長(近藤善人議員) ありがとうございます。

委員会報告書については例に従い提出をさせていただきます。

御審査、御苦労さまでした。これにて福祉文教委員会を閉会いたします。

午後1時58分閉会

豊明市議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する。

福祉文教委員会

委員長